

指定（更新）手続きについて

地域密着型サービス事業者の指定有効期間は6年です。
有効期間満了となる事業所は、指定更新手続きを行う必要があります。

(1) 手続きの流れ

【指定更新】の場合	【新規指定】の場合
申請書類を提出 (提出期限：指定更新予定年月日の1か月前まで) ↓ 書類審査 ↓ ヒアリング審査（運営状況等必要に応じて） ↓ ↓（原則、運営委員会への諮問は省略） ↓ 指定更新通知書の送付	事前に要相談 ↓ 申請書類を提出 ↓ 書類審査 ↓ ヒアリング審査（運営状況等必要に応じて） ↓ 運営委員会に諮問（地域密着型サービスのみ） ↓ 指定通知書の送付

(2) 注意事項

- ・ 指定の更新手続きを行わない場合、指定事業所として当組合の被保険者に関する保険給付の代理受領ができなくなります。
- ・ 当組合以外の被保険者（※）が利用している場合、当該被保険者の保険者（市町村等）に対しても指定更新手続きを行わない場合は保険給付の代理受領ができなくなります。

また、新規で当組合以外の被保険者（※）が利用を開始する場合、当該被保険者の保険者（市町村等）に対しても指定手続きを行わない場合は保険給付の代理受領ができません。

（※）当組合以外の被保険者であっても事業所の所在する市町村に住民票がある住所地特例者の場合、当該被保険者の保険者（市町村等）の指定が無くても利用できる場合がありますので、当該被保険者の保険者（市町村等）にお問合せください。

- ・ 事業所を休止している場合、休止中に指定の更新を行うことはできません。